

○古物市場主の許可

第3条

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
平成30年10月24日 令和2年4月1日
令和3年3月26日 令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	古物営業法
根拠条項	第3条
処分の概要	古物市場主の許可
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法第4条（許可の基準）、第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第1条の2（心身の故障により古物商又古物市場主の業務を適正に実施することができない者）第1条の3（許可の申請）、第2条（古物の区分）
審査基準	古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間	50日
申請先	古物市場を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室